

あらまきりゆうぞう通信

京都府議会
報告
Vol.15

RYUZO ARAMAKI



平素はご指導や貴重な御意見をお聞かせ賜り御礼を申し上げます。さて、先日3月10日(金)に、令和4年度、京都府議会2月定例会の審議議案が全て議了し、閉会を致しました。令和5年度の当初予算及び令和4年度2月補正予算(14ヶ月予算)が可決されて1兆327億6,300万円の予算が成立致しました。あたたかい京都づくりに向けて、全ての営みの土台となる「安心」、子どもたちを育み絆を守る「温もり」、夢や希望、魅力や活力の源泉となる「ゆめ実現」の3つの視点に基づき京都府政の更なる推進に向け、取組が開始されます。

物価高騰・新型コロナ等克服対策を念頭に、中小企業への支援、農林水産業への支援、府民の暮らしや福祉の行き届いた生活支援、新型コロナウイルス感染症対策等、これらを重点化し、府民の皆様のニーズに応えた政策を推進してゆきます。

尚、今回の通信は先般の2月定例会での私の会派からの代表質問と予算委員会総括質疑の要旨と、それに対する京都府理事者の答弁のやりとりを分かり易くまとめたものと、私の予算小委員会警察書面審査のやりとりと、令和4年度中の私の本会議場に於ける発言の議事を整理いたしましたので御拝読賜りますよう宜しく御願い申し上げたく、これからも京都府政に関する御意見をお寄せ下さいますよう重ねて御願い申し上げます。

京都府議会議員 自民党府議団 代表幹事

京都府議会 議会運営委員長
京都地方税機構議会 議長

荒巻 隆三

▶令和4年度2月定例会における特筆的な代表質問の要旨と答弁(令和5年2月7日)

1.令和5年度当初予算案等について

質問



令和5年度当初予算案等に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 令和5年度当初予算案は、長期化するコロナ禍や原油価格・物価高騰等の影響を受ける府民生活や中小企業等に対する支援に加え、将来の本府を見据えた改定後の京都府総合計画の発射台となる予算であり、激動する社会経済情勢を踏まえ、府民の命と健康を守りながら、傷んだ暮らしや京都経済を立て直し、力強い第一歩を感じさせる予算案であり、高く評価する。

(2) 知事は、12月定例会で「来年度の予算編成については、『あたたかい京都づくり』を府民の皆様が実感できるよう、基本計画に掲げる8つのビジョンに沿った施策を推進し、地域、企業、大学など、様々主体との連携を一層深めるとともに、府域の均衡ある発展に向けて、現地現場主義を徹底していきたい」と答弁したが、総合計画改定後の初年度となる今回の予算編成に当たり、その思いをどのように具体化したのか。

答弁 知事

令和5年度当初予算案についてでございます。
議員御紹介のとおり、コロナ禍や国際情勢の変化など、社会がまさに歴史的とも言える大きな転換点を迎

える中で、府民の皆様が、安心して、豊かに暮らし、将来に向かって夢を抱いていただくためには、新しい府政運営の方向性や取組みをいち早くお示しする必要があると考え、京都府総合計画を1年前倒しで改定したところでございます。

令和5年度当初予算は、総合計画の1年前倒しでの改定を踏まえ、「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点に基づく施策を力強く発進させるための重要な予算と考えており、府民の皆様に「あたたかい京都づくり」を実感していただきたいとの思いを持って編成したものでございます。

具体的には、全ての営みの土台となる「安心」を実感していただくための施策として、コロナ禍等により孤立や孤独が深刻化している状況を踏まえ、社会福祉法人が行う世代間交流や子どもの見守り等の地域貢献活動に対する支援を拡充しております。

また、新興感染症はもとより、激甚化・頻発化する自然災害に備え、危機管理センターの整備や河川等における防災・減災事業、大規模地震発生時の被害想定に関する調査など、ハード・ソフトが一体となった先進的な危機管理体制の構築に取り組むこととしております。

次に、「温もり」を実感していただくためには、子ども達をはじめ、全ての人を包み込み、誰もが活躍できる社会をつくっていくことが重要でございます。

そこで、子育て環境日本一の取組を進化させ、「社会で子どもを育てる京都」を実現していくため、子育てにやさしい風土づくり、まちづくり、職場づくりを

一層推進いたしますとともに、子育て支援医療助成制度の拡充や「子どもの教育のための総合交付金」の創設に取り組むこととしております。

また、リカレント教育やキャリア形成に関する気運の高まりに対応するため、生涯現役クリエイティブセンターの全世代型への機能強化を図るほか、特に社会的に弱い立場にある方々にしわ寄せが生じている状況を踏まえ、障害者雇用に関する中小企業への助言や、医療的ケア児の通学時の安全確保など、共生社会づくりを一層推進することとしております。

さらに、京都の魅力や人々の活力の源泉となる「ゆめ実現」を実感していただくための施策として、「産業創造リーディングゾーン」の構築や、グローバル・スタートアップ拠点の形成、厳しい状況にある伝統産業やものづくり産業等への支援のほか、文化庁の京都移転に合わせた「文化の都・京都」の国内外への発信などに取り組むこととしております。

加えて、物価高騰やコロナ禍の長期化を踏まえた緊急対策につきましても、引き続き万全を期してまいりたいと考えております。

あわせて、徹底した現地・現場主義のもと、府域の均衡ある発展を図るため、山陰近畿自動車道の早期の全線開通に向けた調査や、地域交通の維持・確保、京都舞鶴港国際ふ頭Ⅱ期整備など、生活・交流の基盤づくりを着実に進めますとともに、総合計画に掲げる8つの広域連携プロジェクトや地域振興計画を推進してまいりたいと考えております。

「あたたかい京都づくり」を実現するための施策は単年度で完結するものではなく、息の長い取組みが必要となります。まずは令和5年度から、各施策を着実に実行してまいりたいと考えております。

2.本府の福祉医療制度について

質問



本府の福祉医療制度に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 知事は、子育て支援医療助成制度の拡充を掲げ、昨年9月から有識者等によるあり方検討会議での議論を重ね、令和5年度当初予算案に制度の拡充を盛り込んだが、同会議における議論の内容や意見について、どのように今回の拡充案につなげたのか。

(2) 子育て支援医療助成制度については、従来から多くの市町村が独自の上乗せ措置をしており、今回の制度の拡充によりこれらの市町村の財政負担を軽減することになるが、単に財源負担を本府が行うだけではなく、その軽減された財源を活用し、それぞれの市町村が子育て支援策の拡充や新たな取組の実施に工夫を凝らすことが、子育て環境の向上につながると考えるがどうか。

(3) 精神障害者を取り巻く厳しい現状を踏まえ、精神障害者の一般医療費への支援について、一刻も早く課題整理を行い、結論を得て、助成制度を創設する必要があると考えるが、現在どのような議論が行われているのか。

答弁 知事

子育て支援医療助成制度についてでございます。

本制度は、平成5年に創設され、その後、対象年齢の拡大や自己負担上限額の引下げを順次図るなど、全国トップクラスの支援を行っているところでございます。

令和元年9月の制度拡充以降、コロナ禍をはじめ、子育て家庭を取り巻く社会経済情勢の変化もあり、私自身も府民の皆さまから本制度のさらなる充実を求める声をお聞きする中で、拡充に向けた検討が必要であると考え、昨年9月に「子育て支援医療助成制度あり方検討会議」を設置し、医療や福祉、社会保障分野の有識者等の委員から、様々な意見を聞いてまいりました。検討会議におきましては、市町村制度の状況などを踏まえ、京都府制度としての医療費助成のあり方を議論いただき、各委員からは、中学生までの自己負担上限額の引下げ、高校生までの制度拡充、持続可能な制度設計の検討、未就学児までの自己負担上限額の引下げが先決、地域の実情に応じた様々な子育て施策の推進、手続きの簡素化など、様々な意見をいただいたところでございます。

こうした意見や、小学生までの医療費負担が大きいことなどの現状を踏まえ、本年秋から、小学校卒業までの通院に係る自己負担上限額の大幅な引下げを行うこととし、今定例会に予算案を提案しているところでございます。

今回の京都府制度の拡充によって、窓口負担を1医療機関あたり1箇月上限200円とすることで、京都市など一部の市におきましては、医療費の経済的負担が軽減されますとともに、医療費の一時立て替えや払い戻しが不要となり、手続き面での負担も軽減されることとなります。

また、今回の拡充により財源負担が軽減される市町村におきましては、生み出された財源を活用して、新たな子育て支援施策を実施していただき、京都府全体として子育て支援の取組の更なる充実を図る必要があると考えております。

今後とも、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、将来に夢や希望を持って成長していく社会の実現を目指し、子育て家庭に対する経済的支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、精神障害のある方への医療費助成についてでございます。

議員御指摘のとおり、精神障害のある方は、就労が困

難などの事情により、収入面の厳しさもありますが、医療費助成制度の対象になっておりません。そのため、風邪やけがなどの一般的な医療を受けられる際に、家族が医療費を負担するなど、本人だけでなく、家族にも経済面の負担が生じている場合があると聞いております。

こうした状況を踏まえ、昨年11月には、市町村とワーキンググループを設置し、対象とする障害の程度や医療の範囲、自己負担、所得制限等について議論を行い、課題の整理を進めているところでございます。

今後、課題の整理をさらに進めますとともに、医療関係者などの有識者からも意見をお聞きし、遅くとも秋頃までには、新たな制度案を取りまとめてまいりたいと考えております。

3.中小企業等の事業継続に対する支援について

質問



中小企業等の事業継続に対する支援について、本府では、国が経済対策で創設した信用保証制度を活用し、融資制度の拡充を金融機関や保証協会等と連携したオール京都体制で本年1月10日から実施しているが、ゼロゼロ融資の無利子期間の終了と元本返済開始のピークが重なる中、国の施策とも連携した本府独自の事業者に寄り添った支援策を今後どのように講じていくのか。特に令和5年度当初予算案においてはどのような支援強化を図ったのか、知事の所見を伺いたい。



答弁 知事

コロナ禍で実施した無利子・無担保・無保証料の融資につきましては、資金面で中小企業の事業継続を支える大きな役割を果たしましたが、令和5年度に無利子期間の終了と元本返済開始のピークが重なることを想定して、これまでから経営改善の取組を支援してきたところでございます。

具体的には、令和3年度から、同融資の後継制度として、売上げが減少している事業者のための「伴走支援型経営改善おうえん資金」を創設いたしますとともに、金融機関と経営支援機関がチームを組んで、経営改善の取組を支援する「金融・経営一体型支援事業」を実施してまいりました。

さらに、今年度の9月補正で「おうえん資金」を受けた中小企業の経営改善の取組を支援する緊急事業を実施しているところでございます。

しかしながら、長引くコロナ禍に加え、物価高騰等の影響により、売上げは増加しても利益は減少するなど、中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、金融機関からは、融資の返済が本格化する中で収益力が回復せず、さらなる据置期間の設定や追加融資を行う必要があるとの声をお聞きしております。

そのため、京都府といたしましては、国が創設した

新しい借換保証制度を活用し、売上げ減少要件に加えて、利益減少要件を新たに設けることにより、「おうえん資金」をより使いやすい制度として1月10日から拡充しております。

この新しい「おうえん資金」は、既存融資からの借換や追加の資金需要にも対応し、かつ、借換により新たに設定された据置期間の間に、経営改善を促進することが可能となっております。

さらに、今定例会に提案している予算案においては、府内全域で体制を整備した金融・経営一体型支援チームが、新しい「おうえん資金」による資金繰り支援と、経営改善計画の策定への支援及び同計画に基づく収益力改善に向けた事業の見直しへの支援を一体的に実施するために必要な経費を計上しております。

収益力改善のための事業の見直しに当たっては、生産性向上と高付加価値化に向けた支援や、新商品開発支援、販路開拓支援など、既存の施策も活用しながら、個別企業の実情に合わせた伴走支援を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、あらゆる施策を総動員して、中小企業の事業継続と雇用の維持に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

4.京都府総合計画の着実な推進に向けた取組について

質問



社会が大きな転換期を迎える中、迅速かつ的確に対応していく必要があることから、府政の羅針盤である京都府総合計画の改定を行ったと認識しているが、京都府総合計画の着実な推進に向けた取組に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 総合計画を着実に推進するためには、新年度からしっかりと組織体制で迅速かつ的確に対応していく必要があると考える中、今定例会に「京都府部制設置条例」の一部改正案を提出しているが、条例改正の狙いは何か。また、今回の組織再編による新たな執行体制は、総合計画の着実な実行にどのように活かされていくのか。

(2) 総合計画の推進には、把握した成果や課題を次の展開につなげるとともに、施策の検証と進捗管理を的確に行っていくことが重要であり、施策の実施効果や成果、課題を部局間で共有し、次の施策展開に全庁横断的につなげていくためのP D C Aサイクルを確立させ、実行していく必要があると考えるが、どのように進め、総合計画の実効性を高めていくのか。



答弁 知事

執行体制につきましては、知事就任以来、社会・経済情勢の変化や複雑・多様化する課題に迅速・的確に対応するため、毎年度必要な見直しを実施しております。

とりわけ部制の見直しにつきましては、府政の方向性を示すものであると考えており、平成31年度には、府民の皆様の安心・安全を確保し、自然災害などへの対応力を強化するため、条例を改正して危機管理部を新設したところでございます。

今回の執行体制の見直しは、改定した総合計画を着実に推進し、誰もが未来に夢や希望を持てる「あたたかい京都づくり」を府民の皆様に実感いただくためには、全部局の司令塔である政策企画部の総合調整機能を強化する必要があると考え、「総合政策環境部」に再編いたしますとともに、日々の生活の中で自然と文化が育まれる京都を将来に引き継いでいくため、府民生活部門と文化部門を一体的に所管し、新たな施策を展開する「文化生活部」を設置したいと考え、条例改正による部制の見直しを行うものでございます。

具体的な見直しの内容といたしましては、「総合政策環境部」において、今後さらに全庁横断的な取組が求められます環境部門と大学部門を所管することにより、共生による環境先進地・京都の実現や、京都に集積する大学の「知」と学生の「力」を活かした施策の展開を図るなど、総合計画を推進するための司令塔として総合調整機能を発揮し、施策を推進していく体制を強化したいと考えております。

また、「文化生活部」においては、安心・安全なまちづくりや相談体制などで府民生活の根幹を支え、誰もが文化やスポーツに親しむことができる環境づくりを進めることにより、多様性と寛容性のある京都を土台に、暮らしに根付いた文化の継承や多彩な交流による新たな文化の創造などを通じて、地域の活性化や経済成長に繋がる取組を推進してまいりたいと考えております。

今後とも必要な執行体制の見直しを進める中で、総合計画が目指す将来像の着実な実現に繋げてまいりたいと考えております。

次に、京都府総合計画の推進についてでございます。

社会経済情勢が急速に変化している中で、総合計画の実効性を高めていくためには、多様な主体との連携や施策効果の検証・見直しなど、これまで取り組んできたマネジメントの仕組みをさらに進化させていく必要があると考えております。

まず、多様な主体との連携については、総合計画に新たに設けた「8つのビジョンと基盤整備」及び「8つの広域連携プロジェクト」に基づき、府域の均衡ある発展に向けて、市町村や企業、各団体などあらゆる主体との連携を一層深めることにより、施策効果を高めてまいりたいと考えております。

また、あらゆる主体が同じ目標に向かって取組を進めていくため、観光の満足度や関係人口の創出といった数値目標を新たに設定し、目標達成に向け、より一層

の連携を図ってまいりたいと考えております。

施策効果の検証・見直しにつきましては、多様化する府民ニーズを適切に把握する観点から、府民意識調査等の項目についても、新たに数値目標に取り入れております。

例えば、少子化等による地域の活力への影響を把握する、「住んでいる地域に、にぎわいや活気があると思う人の割合」や、コロナ禍で再認識させられた、リアルでなければ得られない「ほんもの」の感動や価値を把握する、「プロスポーツをテレビやインターネットではなく、会場で観戦したいと思う人の割合」などにより、新たな課題や社会情勢から乖離していないかなどについて点検を行いますとともに、総合計画を推進するための有識者会議等も活用しながら、施策効果の検証と進捗管理を強化してまいりたいと考えております。

さらに、現地・現場主義を徹底する観点から、私自身も、これまで以上に自ら府内各地に足を運び、現場の声を丁寧にお聞きした上で、現場の実情に即した施策を適時適切に実行してまいりたいと考えております。こうしたマネジメント手法を取り入れることで、総合計画に掲げる施策を着実に実行し、「あたたかい京都づくり」を力強く進めてまいりたいと考えております。

5.子どもの教育のための総合交付金について

質問

府政の最重要課題である子育て環境日本一・京都の目玉施策として、令和5年度当初予算案で創設が掲げられた「子どもの教育のための総合交付金」に関し、次の諸点について、知事及び教育長の所見を伺いたい。

(1) 子どもの教育のための総合交付金は、子育て環境日本一・京都の実現に向けた、今後の教育施策の大きな柱になっていくものであり、その展開としては、市町村から創意工夫ある取組の申請を受け、それらを審査・採択していく形となると考えるが、市町村に対してどのような取組を期待しているのか。また、その効果を知事が掲げる「あたたかい京都づくり」の実現に向け、どのように活かしていくのか。

(2) 一義的には、京都市は本交付金の対象外と聞くが、眞の「教育環境日本一」を目指していく観点から、京都市の教育施策の更なる充実を引き出すことが他の市町村の施策の先駆けとなり、総体として府全体の教育施策の充実につながるとも考える。誰もが夢や希望を持ち、活力にあふれ誇りの持てる京都を築いていくためには、教育環境の向上に向けた取組についても、府と市が一体となって推し進めていくべきと考えるが、今後の事業実施に当たっての京都市の取扱いについての考えはどうか。

答弁 知事
子育て世代にとって、「子育て」と「教育」は切り

離すことのできないものであり、一体的に進める必要があることから、新しい総合計画に掲げた「子育て環境日本一・京都」の実現のためには「教育環境の向上」は欠かせない要素でございます。

教育を受ける子どもたちやその保護者の皆様に「京都の教育は良くなつた」と実感いただくためには、私が掲げてきました「現場主義」に基づきまして、府民ニーズを一番近くで捉えている市町村の実情に応じたきめ細かな施策を後押しすることが効果的であると考え、全国初となります教育に特化した総合交付金を創設することといたしました。

その対象事例としましては、不登校児童生徒への対応として、教室に入れない児童生徒に校内で別の学びの場を確保する取組、地産地消のための食材の割り増し経費への支援、特別な支援を要する児童生徒への対応など、まさに「あたたかい京都づくり」を実践するようなものを「市町村特色枠」として設定してまいりたいと考えております。

また、これまでにない新たな取組に積極的にチャレンジし、他の市町村の模範となるようなリーディング事業について、「重点支援枠」を設けるなど、メリハリのある制度設計を進めてまいりたいと考えております。

さらに、この交付金で支援した施策について、その手法や効果、課題などを施策別に分類するなど活用しやすいよう取りまとめて、全市町村で共有し、効果の高い施策が府内に浸透しながら進化していく、施策の好循環を生み出すことにより、「あたたかい京都づくり」に活かしてまいりたいと考えております。

答弁 教育長

「子どもの教育のための総合交付金」に関する京都市の取扱いについてでございます。

京都市については、他の市町村と異なり、政令指定都市であることから、教職員の人事権を有するとともに、平成29年度に府から権限を委譲した教職員の給与費を負担するなど、それぞれの権限と責任の元、行政事務を分担しているところであります。

一方で、教育環境を府市が相互に高めあうことは非常に重要と考えており、加えて、先ほど知事が答弁されましたように、この交付金の機能として、市町村の効果のある施策が府内に浸透して進化していく好循環の視点に立ったとき、京都市からの提案も府域全体にとってプラスとなることも考えられます。

府教育委員会といたしましては、議員の御指摘を踏まえ、府域全体の教育環境の充実に寄与し、他の市町村の模範となるリーディング事業が京都市から提案された場合には、その効果を踏まえて、「重点支援枠」での取扱いについて、検討してまいりたいと考えております。

(令和5年2月8日)

6.文化庁京都移転について

質問



文化庁の京都への全面的な移転の決定以後、本府においては、京都府、京都市、京都商工会議所で構成する文化庁京都移転準備実行委員会によるPR活動や、文化庁京都移転ロゴマークの作成・活用など、着実に文化庁を迎える準備を進め、本年3月27日には文化庁の業務開始を迎えるが、文化庁京都移転に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 明治以来初となる省庁の移転を目前に控え、この移転を府民のみならず全国民が京都へ文化庁が移転をして本当に良かったと感じる出来事にすべきと考えるがどうか。

(2) 本府の持つ悠久の歴史に育まれた生活文化や伝統産業、芸能、数多くの文化資源を生かした観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など、関連分野における施策との連携を期待するが、どのような連携を行っていくのか。また、大阪・関西万博をどのように活用するのか。

(3) 国立の文化財修理センター（仮称）の府内設置について、本年度は調査研究が行われたと聞くが、文化財の所管部署の移転を迎える本府として、文化庁移転の効果の早期発現に向け、同センターの本府への設置を早期に実現するとともに、文化財保護に関する総合的な研究機関の設置も国に求めることが重要と考えるがどうか。

答弁 知事

文化庁の京都移転は、地域の多様な文化の掘り起こしや磨き上げを行うなど、国と地方が連携して新たな文化政策を総合的に推進し、その取組成果を全国に波及させることで、我が国の文化政策の新たな潮流を生み出し、地方創生に繋げていこうとするものであります。

移転して来られる文化庁職員には、地域の祭りや食文化など現在も京都の日々の生活の中に息づく、日本の伝統的な文化を身近に実感してもらうことで、地域文化の掘り起こしや、新たな文化政策の立案につなげていただくことを期待しているところでございます。

また、平成29年6月の文化芸術基本法の改正により、新たに生活文化の振興についての規程が設けられたほか、書道や伝統的な酒造り、京料理などが、登録無形文化財として登録されるなど、地域の文化が見直され、改めて評価されてきております。

こうした取組を全国の地域文化の再評価に広げていくとともに、京都から広く日本文化の魅力を世界に発信し、国際的な評価も高めていくことにより、京都移転の効果を全国民に感じていただけるよう取り組んで

まいりたいと考えております。

次に、他の施策との連携や大阪・関西万博の活用についてでございます。

議員御指摘のとおり、多様な文化を有する京都の特色を活かして、文化の力を地域の活性化や経済成長等につなげていくため、観光、産業など他の施策との連携は重要であると考えております。

そのため、行政、経済界、文化・観光関係団体等で構成するオール京都のプラットフォームにおきまして、例えば、歴史ある行催事や食文化などを活用した体験型観光の展開、茶道や華道などの生活文化から得た新たな発想や創意工夫による新製品や新ビジネスの創出、能や狂言などの伝統芸能を保存・継承するため、新たなAR・VR技術の活用、京都の社寺や歴史的・文化的な建築物を会場とした、国際会議やスタートアップカンファレンスの開催など、他の施策とも連携した、文化の力による多様な取組を展開してまいりたいと考えております。

また、大阪・関西万博は、世界中から関西に注目が集まり、日本文化の魅力を広げる絶好の機会であると考えており、現在、行政や経済界のほか、民間有識者も含めたオール京都体制により、文化、産業、観光の各分野が連携した魅力的な取組を実施するための「基本構想案」の検討を進めているところでございます。

万博に来場される皆様が、日本の文化や産業等をリアルで体験することにより、ビジネスマッチング等の様々な交流や文化の創造につながるよう、万博会場を多彩な京都の魅力を世界に発信するゲートウェイとして活用してまいりたいと考えております。

次に、国立の「文化財修理センター（仮称）」についてでございます。

昨年、国において、その在り方に関する検討会が設置され、施設の規模や機能、運営方法などの調査研究が進められているところでございます。

文化財を良好な状態で次代につないでいくためには、文化財修理の技術向上や人材育成などを図っていくことが大切であると考えております。

そのため、京都国立博物館にある現在の文化財修理所が有する修復機能をベースに、用具・原材料に係る調査研究、修理技術者の人材育成、情報発信などの機能を有する「文化財修理センター（仮称）」の速やかな京都への設置を求めているところでございます。

さらに、けいはんな学研都市は、災害に強い地域であることに加え、高度な文化財修復の技術を持った方も多く在住するとともに、文化財の修理に応用できる最先端技術を持った企業が集積していることから、関西における文化財保護に関する総合的な調査研究を行う拠点施設の誘致を国に対して要望しているところでございます。

こうした拠点の設置により、文化財の修理・保存・活用に係る研究において世界をリードするだけでなく、最先端技術によるイノベーションの創出など、幅広い経済効果も期待できることから、引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。

▶令和4年度2月定例会における特筆的な予算特別委員会総括質疑の要旨と答弁（令和5年3月2日）

7.出産・子育て応援交付金について

質問

出産・子育て応援交付金事業は、経済的支援を伴走型相談支援と一体的に実施することにより、相談実施機関へのアクセスを容易とするとともに、産後ケアや一時預かり・家事支援等の利用者負担を軽減し、必要なサービスの利用促進につなげるなど、伴走型相談支援の実効性をさらに高めるものと期待する中、昨年の総合計画に関する特別委員会総括質疑で知事は「電子クーポン等の活用による広域的なシステムの構築も含め、市町村の意見を聞きながら、効率的・効果的な事業実施に向けて検討を行っていく」と答弁したが、現時点での取組の方向性について、知事の所見を伺いたい。

答弁 知事

核家族化や地域の繋がりの希薄化が進み、孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭も少なくない中で、すべての方が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、国の令和4年度第2次補正予算において、「出産・子育て応援交付金」が創設されたところでございます。

この事業は、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援と、ベビー用品購入時や子育て支援サービス利用時の経済的負担の軽減を図る出産・子育て応援ギフトの支給を一体的に行うものであり、令和5年度以降も継続的に実施することとされております。

今年度につきましては、速やかに事業を開始するため、府内の多くの市町村が現金を支給されておりますが、出産・子育てに係る経済的負担を軽減し、必要な支援につなげるという事業趣旨を踏まえますと、来年度以降は、より確実に出産や子育てに対する支援につながることができる電子クーポン等により支給することが望ましいと考えております。

実施主体であります市町村からも、来年度以降は、電子クーポン等により支給したい、そのために、京都府で広域的なプラットフォームを構築し、効率的・効果的な事業実施につなげてほしいなどの御意見を伺っております。

電子クーポン等によるギフトの支給は、ベビー用品等の購入や家事・育児支援サービス等の利用申込みが、手軽にスマートフォン等でできる、電子カタログ等を

通じて、妊婦や子育て世帯が出産や子育てに有効な最新の商品やサービスを知ることができる、府と市町村が協働することで、商品・サービスのラインナップの中に、各市町村が取り組む子育て支援サービス等を幅広く盛り込めるなど、子育て支援の充実につながると考えております。

京都府といたしましては、実施主体であります市町村との連携のもと、本年10月をめどに、電子クーポン等を活用した広域的なプラットフォームが構築できるよう準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

今後とも、子育て環境日本一・京都の実現に向かまして、誰もが安心して出産・子育てができる環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

8.新型コロナウイルス感染症対策の新たな展開について

質問



新型コロナウイルス感染症について、本年1月の国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けることが決定したが、新型コロナウイルス感染症対策の新たな展開に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 府内初の感染確認から約3年が経過したが、この間のコロナ対策の振り返りについてどのように考えているのか。また、これまでの対応等についての府民へのメッセージはどうか。

(2) 5類移行を円滑に進めていくための課題認識及び本府として必要となる準備についてはどうか。また、5類移行に伴い、府民の安心・安全の確保等に対する本府が果たす役割についてどのように考えているのか。

(3) コロナ対策の大きな転換を迎える中、コロナによる大きな影響を受けざるを得なかった京都経済を温める必要があると考えるが、POSTコロナにおける京都産業の持続的な成長に向け、本府としてどのように取り組んでいくのか。

(4) 「きょうと魅力再発見旅全国展開事業」の実施により、コロナ禍で落ち込んだ府内観光の需要回復を図る中、コロナ対策の大きな転換が更なる団体旅行やインバウンド等の需要回復を促進すると期待するが、需要への対応の課題となる人手不足対策について、どのように取り組んでいくのか。また、POSTコロナにおける本府の観光をどのように進めていくのか。



答弁 知事

3年前の令和2年1月に新型コロナウイルスの感染者が京都府内で確認され、同年4月に初めての緊急事態宣言が発出されて以来、京都府では、府民の命と健康を守ることを第一に、感染防止対策と医療・療養体制の整備に全力で取り組んでまいりました。

感染防止対策につきましては、府民の皆様に対して、正しいマスクの着用や手指消毒などの基本的な感染防止対策を繰り返しお願いいたしますとともに、感染防止対策を強化する事業者への支援や、第三者認証制度、CO₂濃度のモニタリングによる換気状況の見える化などによる安心・安全な京都づくりに取り組んでまいりました。

また、感染状況が厳しい場合には、緊急事態措置などによる外出やイベントの自粛、飲食店の営業時間短縮などの要請を行うなど、その時々の感染状況等に応じた対策をお願いいたしますとともに、協力金や融資制度、落ち込んだ観光需要の回復への支援、京都未来塾など雇用を確保するための取組など、コロナの影響を受け厳しい状況にある事業者への支援を行ってまいりました。

この間の感染防止対策は、強制ではなく、全て要請や協力依頼に基づくものであり、府民の皆様との信頼関係なくしてはできないものだったと考えております。

さらに、医療・療養体制につきましては、全国に先駆けた入院医療コントロールセンターの運用、発熱外来や受入病床の確保・運営、入院待機ステーションの設置、ワクチン接種の推進などにつきまして、現場の第一線で昼夜を分かたず御奮闘いただいている医療従事者をはじめ、関係の皆様の大変な御努力により進めることができました。

本年5月8日からは、新型コロナウイルス感染症の分類が5類感染症に位置づけられることが決定されたところであり、この間、3年を超える長きにわたって大きな御負担をお掛けし、御協力をいただきました府民の皆様、事業者の皆様、医療従事者の皆様をはじめとする関係の皆様に改めて御礼申し上げたいと思います。

次に、5類への位置付けの変更に伴う課題や京都府の役割についてでございます。5類への位置付けの変更は、これまでのコロナ対策の大きな転換点でございます。しかしながら、ウイルスそのものがなくなるわけではなく、外来受診や入院の際に必要となる費用の公費負担、受診や後遺症、ワクチン副反応に対する相談体制の確保、新型コロナウイルスの感染が疑われる患者への診療・検査体制の確保、必要な方に適切な医療を提供できる体制の確保、重症化リスクの高い高齢者を守るために高齢者施設等での感染対策、ウイルスの流行や株の変異状況を監視する体制の確保など、課題は多いと考えております。

京都府といたしましては、これらの課題を解決し、円滑に5類への移行を進めていくことが重要な役割だと考えております。

現在、全国知事会を通じて、円滑な移行に向けて万全の対策を講じていただくよう国に要望しており、患者等への対応や医療提供体制について3月上旬を目指

に具体的な方針が示されることとなっております。

現場を預かる京都府といたしましては、國の方針も踏まえた上で、必要な対策を講じることにより、引き続き府民の命と健康を守りながら、日常を取り戻す取組を、府民・事業者の皆様とともに進めてまいりたいと考えております。

次に、ポストコロナにおける京都産業の持続的な成長についてでございます。

京都産業は、長い歴史の中で培った文化力を生かしながら、最先端技術を取り入れるなどのイノベーションを進めることで、幾多の苦難を乗り越え発展してまいりました。

世界的な競争が激化する中で、今後も持続的な成長を図るためにには、コロナ禍で表面化したデジタル化の遅れなど、様々な社会課題の解決を図ることで、ハイレベルなイノベーションを起こし、既存企業の革新や、次代を担う企業や産業をつくっていく必要がございます。

そのため、文化や産業の集積状況など地域の特性を踏まえ、世界から注目される社会課題をテーマに、スタートアップをはじめとする内外の企業に広く参加を求め、オープンイノベーションを展開する「産業創造リーディングゾーン」を府内各地で展開することとしております。

例えば、脱炭素関連の技術や企業を集積するZET-valley構想では、微生物を利用してCO₂から様々な資源を作り出す研究会などを始めているほか、本日からオンライン併用で開催しているサミットでは、10カ国3,000人以上に参加いただくなど幅広い交流を進めているところでございます。

このほかにも、アート&テクノロジー・ヴィレッジをはじめとする府内各地の産業創造リーディングゾーンを拠点として、オープンイノベーションを推進するための予算案を今定例会に提案しております。

今後とも、京都産業の強みである多様性を生かしながら、より様々な主体の連携・融合をはかり、京都産業の持続的な成長に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光産業の人手不足対策についてでございます。

コロナ禍で観光産業は長期間にわたり厳しい状況に置かれました。雇用の維持に努力しながらも、やむを得ず従業員を削減した企業もあったことから、観光需要が回復する中で人手不足が顕著となっております。

今後、労働力人口が減少する中で、人材を確保するためには、観光産業の魅力を高め、正規雇用中心の安定的な雇用体制へと転換していく必要があると考えております。

このため、京都観光アカデミーを中心に大学とも連携をし、経営者向けの、魅力ある企業づくりのためのビジョン策定・実践研修や、従業員の生産性を高めるた

めのIT活用研修等を開催し、人材育成に努めますとともに、今定例会に提案している予算案に盛り込んだ補助金等を活用して、学卒者等にとっても魅力を感じられる企業づくりを支援してまいりたいと考えております。

また、ポストコロナの京都観光についてでございますが、コロナ禍で観光へのニーズや考え方には大きな変化が見られることから、観光戦略の見直しを進めております。

外部有識者からは、人と人との「交流」に結びつく観光や、住民の満足度も高く地域の発展につながる「持続性の高い観光」を進めることが重要であるとの意見をいただいているところでございます。

このため、「交流」と「持続性」の視点でこれから観光を推進することを観光戦略の基本的な考え方としながら、文化庁移転や大阪・関西万博などの好機を生かし、観光客が繰り返し訪問し、地域との交流につながる機会の創出などに取り組んでまいりたいと考えております。

▶令和4年度2月定例会における特筆的な予算特別委員会書面審査(警察本部)での質疑と答弁(令和5年2月17日)

●特殊詐欺被害撲滅総合対策について



質問 あらまき隆三

特殊詐欺被害撲滅総合対策について伺いたい。事業内容の方針としては、犯行の抑止、検挙の強化、金融機関等と連携した水際対策の強化、詐欺被害に対する防護力という言葉で地元の見守りや人材育成等を基本方針にしていると理解している。はじめに、府内における特殊詐欺被害の現状について伺いたい。

答弁 刑事部長

令和4年中の特殊詐欺の被害は、認知件数は204件、被害額は約3億7,300万円で、認知件数、被害額ともに令和3年と比べて増加している。

質問 あらまき隆三

現在、全国で相次いだ広域強盗事件の背景が特殊詐欺グループの疑いがあるとの報道がなされており、高齢世帯や高齢者を持つ家族も不安を抱いている。

独居老人も増えており、京都にも被害の影が忍び寄っていると感じているところである。

特に高齢者が多く被害に遭っているとの認識を持っているが、被害の特徴、傾向はどのようにになっているのか、高齢者に焦点を当てた被害防止対策はどのような取組をしているのか。

答弁 刑事部長

委員ご指摘のとおり、被害全体に占める65歳以上の高齢者の割合は8割以上で171人となっており、そのうち8割以上の143人が女性であること、また、これも8割以上あるが、固定電話に掛かってきたことをきっかけとして被害に遭っているということが特徴として挙げられる。

被害防止対策としては、固定電話に出ない対策として、防犯機能付き電話等の普及促進、留守番電話機能を活用、そのほかに無人ATM機対策として、利用者自身によるATM利用限度額の引き下げ、ATMコーナーでの電話をさせない対策などに取組んでいる。

質問 あらまき隆三

私も高齢の家族がおり、たまに実家に帰ると電話で聞いたことのない不動産会社から、まるで誘導して財産を確認するような内容の電話が掛かってくることがあり、予兆電話ではないかと、特殊詐欺を身近に体感するということがあった。そういうことを踏まえ、多くの府民が特殊詐欺を身近に感じているところであるが、事業内容で騙されやすさに注目した水際対策の強化という高齢者に対する施策が記載されているが、内容はどういったものか。

答弁 刑事部長

府立医大と連携し、タブレット端末の画面で簡単な質問に回答するだけで、騙されやすさを診断するアプリを開発しており、これを高齢者向けの防犯教室等において活用して高齢者に自覚を促し、その上で各種予防対策を進めているところである。

要望 あらまき隆三

色々な取組を行い、皆が状況に対する知識を増やし、さらに科学的知見を取り入れて複合的に対策を持つことで被害に遭う確率が少なくなると思うので、大変評価をしている。こうした取組を鋭意進めさせていただきたい。また、防犯だけでなく府警には検挙を徹底していただきたいと思っている。

質問 あらまき隆三

昨年、強盗事件で時計店が襲われた直後、私はたまたま現場におり、なんだろうと思っていたが、後にニュースで特殊詐欺グループが関与している疑いがあるとの報道がなされ、周辺だけでなく、京都でも実際に起こっているのだという警戒感が高まっているところ

である。検挙を強化していくにあたり、現在の京都府内における検挙状況及び検挙に向けた具体的な取組・方針について伺いたい。

答弁 刑事部長

令和4年の特殊詐欺の検挙状況については、検挙件数137件、検挙人員44人である。取締りについては、現場周辺での職務質問や防犯カメラ捜査等による受け子等の検挙を行っている。加えて、グループの中核を検挙するため、押収資料等からの突き上げ捜査、犯行拠点の摘発に向けた取組を推進している。

要望 あらまき隆三

報道されている一連の強盗事件は、宅配業者等を装つたり複数人で民家に押し入り残忍な手口で敢行するというものであり、ソフト、ハード両面の対策が不可欠であり、そこも強化していただきたい。

質問 あらまき隆三

手口の最初の段階で実行犯を募るいわゆる闇バイトも注目されているが、詐欺犯罪も単独ではなく組織やグループ等が行っており、その背景に暴力団が関与しているのではないかという不安も高まっている。捜査の秘匿性を妨げない範囲で、暴力団の関与状況について伺いたい。

答弁 刑事部長

令和4年の検挙人員のうち、暴力団関係者は14人であり、特殊詐欺に暴力団の関与がうかがわれる状況である。

質問 あらまき隆三

警察庁も徹底的にやると決意しており、府警においても頑張っていると認識している。闇バイト対策も警察庁の担当センターの方で有害情報の削除をしていると承知しているが、闇バイトを募集すること自体が犯罪ではないというのがネックであるということも承知しており、我々議会としても法律の改正を国に対して要望するものだと心得ている。特殊詐欺グループが闇バイトを使っているといった現状について警察として関知しているところがあれば伺いたい。

答弁 刑事部長

令和4年の検挙人員のうち、28人がSNS上の募集に応じて犯行に加担したことが判明している。

委員ご指摘のとおり、当府警察としては、SNSを利用して実行役を募集するという実態に対して、インターネット上の警告文表示やプロバイダに対する有害情報の削除依頼を行っているところである。

要望 あらまき隆三

今、話していただいたことを非常に心強く思っている。府警には特殊詐欺被害撲滅総合対策を重点的な柱として令和5年度も取り組んでいただきたい。

▶令和4年度12月定例会における提案理由説明(令和4年12月23日)

●「京都府議会個人情報保護条例」提案理由説明



自由民主党京都府議会議員団の荒巻隆三でございます。

それでは、ただいま議題となっております議第1号議案「京都府議会個人情報保護条例制定の件」につきまして、提出者を代表し、その提案理由を御説明申し上げます。

昨年5月、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の執行機関などに適用される全国的な共通ルールが定められるなど、個人情報保護制度の大きな見直しが行われたところであります。

この改正個人情報保護法の共通ルールについては、地方議会を対象外としているため、府議会においても個人情報の適正な取扱いを確保し、府民の方々をはじめとする個人の権利を明らかにするために、必要な事項を定めた条例を制定しようとするものであります。

次に、この条例案の内容について御説明をいたします。

全6章、56条の構成となっており、第1章では、この条例の目的を明らかにするとともに、議会の保有する個人情報に関する責務等を規定しております。

そして、第2章、第3章において、議会における個人情報等の取扱いについて、第4章において、開示請求等に係る具体的な手続について、それぞれ規定しております。

また、第5章においてはこの条例の運用に係る雑則を、第6章においては個人情報の取扱いや開示請求等に係る罰則を規定するものとなっております。以上が条例案の内容であります。

この条例が制定された上は、府議会が取り扱う個人情報をより一層適切に管理することにより、府民の皆様の権利や利益が保護されることとなります。議員各位におかれましては、ただ今申し上げました趣旨を御理解いただき、本条例案に御賛同賜りますことをお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。御清聴、誠に有難うございました。

▶令和4年度9月定例会における提案理由説明(令和4年10月5日)

●「北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案



自由民主党京都府議会議員団の荒巻隆三でございます。

ただいま議題となっております「北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案」につきまして、提出者を代表し、提案理由を説明いたします。

昨日午前7時22分頃、北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、青森県付近の我が国上空を通過後、太平洋上の日本の排他的経済水域外に落下したことが確認されております。

最近の度重なる弾道ミサイルの発射に加え、5年前にもありました北朝鮮によるミサイル発射という暴挙は、我が国の安全保障にとって極めて深刻かつ重大な脅威であり、国連安保理決議等に明白に違反するもので、北東アジア地域のみならず国際社会の平和と安定を損なう行為であります。私たちが日本と環日本海諸国との間で友好と平和を希求していく上で極めて遺憾なものであり、府民に対しましても重大な不安を与えるものであります。

このような度重なる北朝鮮の挑発行為は、断じて容認できるものではなく、京都府民の生命と財産の安全を守る立場から、厳しく抗議するため、本決議案を提案する次第でございます。

議員各位におかれましては、ただいま申し上げました趣旨を御理解いただき、本決議に御賛同賜りますことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。御清聴、誠に有難うございました。

▶令和4年度6月定例会における提案理由説明(令和4年6月22日)

●「京都府議会運営委員会条例及び京都府議会会議規則の一部改正」提案理由説明

自由民主党京都府議会議員団の荒巻隆三でございます。

ただいま議題となりました議第1号議案京都府議会運営委員会条例一部改正の件及び議第2号議案京都府議会会議規則一部改正の件につきまして、提出者を代表し、提案理由の説明をいたします。

府議会では、昨年度、新型コロナウイルスなどの感

▶令和4年度5月臨時会における提案理由説明(令和4年5月18日)

●「京都府議会委員会条例の一部改正」提案理由説明



染症の蔓延や地震・風水害をはじめとする大規模な自然災害等の緊急事態においても二元代表制の一翼を担う府議会がその機能を効果的に発揮し続けられるよう、緊急事態における京都府議会活動指針を取りまとめ、その指針に基づく第一歩として、さきの5月臨時会において、議員提案により、まずは委員会条例を改正し、緊急事態におけるオンラインでの委員会審議を可能といたしたところであります。

その後、今月14日には近畿地方においても梅雨入りが発表され、本格的な出水期を迎えております。万が一、台風や集中豪雨などの大規模な風水害が発生し、府域に甚大な被害が生じた場合などにおいても府議会の機能が発揮されるとともに、そうした緊急事態においても地域の情報や要望を収集し、執行機関との円滑な共有を図りつつ、歩調を合わせて危機事象に対応することができる仕組みが必要との考えから、こたびの条例及び規則の改正を提案するものであります。

今回の改正により、感染症の蔓延や大規模な災害等が発生した場合に、府議会にオンラインでの参加も可能とする緊急事態対策本部を設置することで危機事象に機動的に対応することができるようになります。また、議会運営委員会についてもオンライン方式による開催を可能とすることで、緊急事態対策本部と連携した滞りのない議会運営が担保されることとなります。

府民の生命や財産、生活が危険にさらされる緊急事態に備えて、府議会と執行機関とが連携し、迅速かつきめ細やかな対応を行うことができる体制を整えておくことが何よりも重要であります。

議員各位におかれましては、ただいま申し上げました趣旨を御理解いただき、本条例案と規則案に御賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上をもちまして提案理由の説明といたします。

御清聴、誠に有難うございました。

自由民主党京都府議会議員団の荒巻隆三でございます。

ただいま議題となりました議第1号議案京都府議会委員会条例一部改正の件につきまして、提出者を代表し、提案理由を説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、これまで多くの府民の方々の生命や健康を脅かし、今なお府民の皆様の生活に大きな影響を及ぼしております。また、近年の自然災害の増加や、京都府南部で地震が頻発していることなどを踏まえると、今後、府内に大規模な災害が発生した際に、京都府議会としてどのように対処に臨むかということが、現実的かつ喫緊の課題となってきております。

府議会では、昨年度に議長からの諮問を受け、このような緊急事態においても府議会が二元代表制の一翼を担う意思決定機関として、その機能を効果的に発揮し続けられるような仕組みづくりについて検討してまいりました。このたびの条例改正は、その検討の中で、議員がこの議会棟に参集できなくなったような場合においても、委員会審議を継続することができる仕組みが必要との考え方から提案するものでございます。

本条例改正により、新型コロナウイルス感染症のような府民生活に重大な影響を及ぼす感染症の蔓延や大規模な災害の発生等の際に、議員の参集が困難になった場合において、オンラインでの委員会審議が可能となります。府民の方々の生命や生活に関わるような重大な課題が次々と現れるような緊急事態にこそ、府民一人一人に寄り添った行き届いた迅速な施策が実施されるよう、府議会が滞りなくしっかりとした審議を行うことが極めて重要であると考えます。

議員各位におかれましては、ただいま申し上げました趣旨を御理解いただき、本条例案に御賛同賜りますことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

御清聴、誠にありがとうございました。

写真で見る あらまきりゅうぞう の調査と活動



2022年11月2日 京都府への要望(令和5年度)



2022年7月26日 物価高騰などを踏まえた緊急知事要望



2023年2月1日 京都地方税機構議会(議会中の画像)



2023年2月1日 京都地方税機構議会(議長として議事進行中の画像)



2023年3月12日 月輪学区防災訓練を見学



2023年3月12日 一橋学区防災訓練を見学

—あらまきりゅうぞう通信 第15号—
令和5年3月25日 編集・発行

★インターネットからも発信中！
<http://aramaki-ryuzo.jp>

★ここに住所が変更となりました。
御手数を掛けます。
宜しく御願い申し上げます。

荒巻隆三事務所

〒605-0846
京都市東山区五条橋東2丁目18-1 五建ビル4階C
TEL 075-541-8078 FAX 075-561-2812

